⑭」及び「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額（⑮－（⑰＋別表七の二付表四「17」）　⑱」」を「「特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額（⑩－（⑬＋別表七の二付表五「15」）　⑭」及び「非特定連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額（⑮－（⑰＋別表七の二付表五「17」）　⑱」」に改め、同表の記載要領に次の1一号を加える。

6　「連結欠損金当期控除額の計算」、「連結欠損金個別帰属額の計算」及び「繰戻し還付」の各欄は、仮決算による連結中間申告をする場合には、記載を要しない。

7　連結親法人が設備廃棄等欠損金額（租税特別措置法第68条の98第1項ただし書（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）に規定する設備廃棄等欠損金額をいう。以下この号において同じ。）がある場合において当該設備廃棄等欠損金額につき法第81条の31の規定の適用を受けるときにおける「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該設備廃棄等欠損金額を「連結欠損金額（別表四の二「55の①」）　㉑」の欄の上段に内書として記載すること。

(2)　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額 $㉑\times\frac{㉒}{㉓}$ ㉔」の欄の上段に内書として記載すること。

イ　当該連結法人に係る租税特別措置法施行令第39条の122第1項（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）に規定する証明がされた金額

ロ　「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額 $㉑\times\frac{㉒}{㉓}$ ㉔」の金額から、別表七の二付表三「3」の金額のうち法第81条の31第5項において準用する同条第1項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする金額を「各連結法人の連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額の合計額（各連結法人の㉔の合計額）　㉖」の金額で除し、これに「連結欠損金当期発生額に係る個別帰属額 $㉑\times\frac{㉒}{㉓}$ ㉔」の金額を乗じて計算した金額を控除した金額

(3)　法第81条の31の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた設備廃棄等欠損金額を「連結欠損金の繰戻し額（別表七の二「3の当期分」）　㉕」の欄の上段に内書として記載すること。

(4)　「連結欠損金の繰戻し額の個別帰属額 $㉕\times\frac{㉔}{㉖}$ ㉗」の欄の記載に当たつては、同欄中「$㉕\times\frac{㉔}{㉖}$」とあるのは、「$(㉕-(25の内書))\times\frac{㉔}{㉖}+(25の内書)\times\frac{(24の内書)}{(21の内書)}$」として記載すること。

別表七の1一付表1一の記載要領第七号中「第81条の31第3項」を「第81条の31第4項」に改める。

別表七の1一付表四の表中「個別所得金額（((別表四の二付表「45の①」)－(7))又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45、0.4又は0.35))」を「個別所得金額（((別表四の二付表「45の①」)－(7))又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45又は0.4))」に改め、同表の記載要領第1号中「の益金又は損金算入」を削り、同第11号中「「個別所得金額（((別表四の二付表「45の①」)－(7))又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45、0.4又は0.35))　(9)　」」を「「個別所得金額（((別表四の二付表「45の①」)－(7))又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45又は0.4))　(9)　」」に改め、同号(1)イ中「「又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45、0.4又は0.35))」」を「「又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45又は0.4))」」に改め、同号(1)ロを削り、同号(1)ハ中「平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する」を「平成29年4月1日前に開始した」に、「「0.5、0.45、」及び「又は0.35」」を「「0.5、0.45又は」」に改め、同号(1)ハを同号(1)ロとし、同号(1)ニ中「「、0.4又は0.35」」を「「又は0.4」」に改め、同号(1)ニを同号(1)ハとし、同号(1)ホ中「「、0.45、0.4又は0.35」」を「「、0.45又は0.4」」に改め、同号(1)ホを同号(1)ニとし、同号(2)及び(3)中「「又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45、0.4又は0.35))」」を「「又は((別表四の二付表「45の①」)－(7)－((別表四の二付表「45の①」)－(4))×(0.5、0.45又は0.4))」」に改め、同表を別表七の1一付表五とする。

別表七の1一付表1一の記載要領中「の益金又は損金算入」を削り、同表を別表七の1一付表四とする。

別表七の1一付表1一の次に次の1表を加える。